



報道機関 各位

令和6年10月10日

8月22日発生の本町3丁目地内火災 に伴う被災者への更なる生活再建支援について

8月22日に発生した火災は、幸いにして大きな人的被害はなかったものの、全焼8棟などの家屋が被害を受けました。市として、被災者の救済及び被災地域の生活環境の早急な復旧を支援するため、被災者に寄り添った支援を進めてきましたが、被災者の今後の生活再建を踏まえた更なる支援が必要と考え、新たな制度を創設し、支援を行うこととしました。

●新たな支援の内容（火災による生活再建支援補助事業）

「見附市火災による生活再建支援補助金交付要綱」を新たに制定し支援するものとします。概要は、以下のとおりです。

- 見附市災害救助条例が適用されない火災で、全焼又は半焼の住家等が5棟以上焼失した場合に補助する。
- 補助金の額は、被災した住家等に係る廃棄物処分等に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、被災した住家等1棟につき100万円を上限とする。なお、廃棄物の処分のほか生活再建に必要な費用についても支援対象に含める。
- 交付対象は被災した住家等の所有者、被災した住家等の所有者を構成員とし生活再建等のために活動する団体とする。

●支給方法

支給方法 申請型

適用日 令和6年8月22日(本町3丁目地内における火災から適用)

申請案内 令和6年度一般会計予算専決後、速やかに被災者に対して申請案内を行う予定

【本件の問合せ先】

企画調整課危機管理室 担当：浅野 ☎ (0258) 62-1700 (内線 311)

送信枚数 1 枚 (この表紙含む)

発行者：見附市役所 企画調整課 秘書広報室 高橋 (内線 315)

☎ (0258) 62-1700 FAX (0258) 63-1006

